

避難所環境改善支援事業 (1) TKB備蓄促進事業

総務・企画・公室常任委員会資料2
令和7年(2025年)12月19日
知事公室防災危機管理局

1 現状・課題

- (1) 国の防災基本計画の修正により、最大規模の災害における避難者数に対して、市町が3日分の備蓄に努めたうえで、県は不足が懸念される物資や、市町を越えた利用が想定される物資を備蓄することが明記された。
- (2) 県の地域防災計画では、2日分の物資を市町と自治会、自主防災組織が確保するものとし、1日分の物資を県が確保することとしている。県は、食料等を備蓄しているが、TKB（トイレ・キッチン・ベッド）については備蓄できていない。
- (3) 滋賀県防災対策の推進に関する条例では、県は避難所の良好な居住性確保のため、必要に応じて自ら措置を講ずるものとしている。

2 目的

TKBの備蓄を進め、良好な避難生活を確保することで、災害関連死を防ぐ

- ・県内で避難者数が最大となる地震の発生から3日間に避難者が必要とするTKBのうち、**県は3分の1を備蓄し、市町の備蓄を補完**

3 事業概要



種類	品目	数量
	備蓄用コンテナ	34基
T	簡易トイレ	68台
K	炊き出しセット	34台
B	段ボールベッド パーティション	1,300台

- 国費：地域未来交付金（令和7年11月補正予算）に加え、災害救助基金を組み合わせて、今後計画的に整備を進める。

4 費用 **115,388千円**

地域未来交付金（地域防災緊急整備型）：補助率1/2、国費（上限）60,000千円